

## 目白大学・目白大学短期大学部における研究倫理審査に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、目白大学及び目白大学短期大学部（以下「本学」という。）に所属する教員及び大学院学生等が行う人を対象とする研究に関する必要事項を定め、当該研究が倫理的、社会的に適正に実施されることを確保すること目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本学で行う人を対象とする研究のうち、倫理的な問題が生じる可能性のある研究を対象とする。

### (業務の統括)

第3条 学長は、本学における人を対象とする研究の適正な実施に関する業務を統括する。

### (研究倫理審査運営委員会の設置)

第4条 本学に、研究倫理審査運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第7条に規定する研究倫理審査委員会の運営及び審査に関する事項
- (2) 本学における研究倫理及び研究倫理教育に関する事項

### (運営委員会の委員)

第5条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 特命学長補佐
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長

2 運営委員会に委員長を置き、学長を持って充てる。

### (研究倫理審査委員会の設置)

第6条 本学に、研究倫理に関する審査を行うため、次に掲げる研究倫理審査委員会を置く。

- (1) 目白大学人文社会科学系研究倫理審査委員会

(2) 目白大学医学系研究倫理審査委員会

2 前項に規定する研究倫理審査委員会に関する必要事項は別途定める。

(研究倫理審査委員会の審査の対象)

第7条 研究倫理審査委員会は、人を直接の対象とする研究、疫学に関する研究に対し、教員等からの申請に基づき倫理上の審査を行う。

2 委員会は、前項の申請のない場合であっても、必要と認められる場合は、教員等に対して研究計画の申請を求めることができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、大学事務局教務部研究支援課において処理する。研究倫理審査委員会の庶務は別途定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に必要な事項は、運営委員会が別途定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長の裁定による。

附則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。